



はるっこルーム

親子連れ優先のスペースです。
 親子で遊びを楽しみましょう。
とき 月～金曜 午前10時から
ところ 児童センター 遊戯室
 ※初回に登録が必要です。
 ※利用方法は児童センターにお
 問合せください。

子どもの育ち何でも相談

言葉の遅れやコミュニケーション
 ションの心配など、育児の悩み

を臨床心理士に相談できません。
とき 6月23日(金)午前10時～
 正午
ところ 児童センター内
相談員 臨床心理士 松本 敬子氏
 ※当日受付

なかよし広場

●魚つりをして遊びましょう
とき 6月8日(木)午前11時15
 分
ところ 児童センター 多目的
 ホール

対象 就園前の子どもと保護者
受付方法 6月1日(木)午前10
 時からセンターに直接または電
 話にてお申し込みください。
 ※駐車スペースには限りがあり
 ますので、ご協力をお願いし
 ます。

☆プランキーホルダーを作ろう!

とき 6月17日(土)午前11時～
 11時40分
ところ 児童センター 図書室
定員 小学生先着4名
受付開始 6月12日(月)午後4時

ここまでの問合せ先
 児童センター
 (総合福祉センター3階)
 ☎(441)1781

※小学生未満のお子さんは保護
 者の方が必ず付き添ってください。

**子育て支援事業
子育てはっとサロン**

とき 6月14日(水)午前10時～
 正午

ところ 公民館 2階和室
対象 就園前の子どもと保護者
内容 読み聞かせ、お誕生日会、
 親子遊びなど
 ※申し込み不要・時間内出入り
 自由

※子育てはっとサロンは、子育て
 支援団体「エンジェルハウ
 ス」がボランティアで企画・
 運営し、民生委員・児童委員
 もお手伝いしています。
問合せ先 役場 子育て支援課
 内線141

**子ども子育て支援拠点施設
はるっこ子ハウス**

子育て親子の交流を行う場、
 小学生の帰宅後の遊び場として
 ご利用ください。

利用時間 午前10時～午後6時
 ※正午～午後1時除く
休館日 土日、祝日および年末
 年始

※駐車場がありませんので、徒
 歩または自転車でお越しくだ
 さい。

問合せ先 はるっこ子ハウス
 ☎(747)1067

**「子育て支援講座を開催します
子育ての中にわらべうたと絵本!**

とき 6月6日(火)午前10時30
 分～11時30分

対象 0歳～2歳の親子
講師 家庭文庫どんぐり小屋
 久原 幸子氏

ところ 総合福祉センター 介護
 教室 研修室
参加費 無料

定員 10組
申込・問合せ先 役場 子育て
 支援課 内線141

県立特別支援学校の 体験入学等

県教育委員会では、来年度に小・中・義務教育学校、高等学校に入学予定で、障害があると思われるお子さんとその保護者を対象に、特別支援学校の様子を知っていただくための体験入学等を実施します。

●知的な発達に遅れのあるお子さん

- ・見学会(小学部)
6月9日(金)
- ・体験入学(小学部)
9月21日(木)

予備日 9月28日(木)

- ・見学会(中学部)
6月8日(木)

●手足の不自由なお子さん

- ・見学会
6月6日(火)
- ・体験入学
10月13日(金)

●病気で療養しているお子さん

- ・体験入学
7月12日(水)

10月24日(火)

●目が不自由なお子さん

0562(48)5311

- ・教育相談および体験入学
随時実施
- ・オープンスクール
8月22日(火)

●耳の不自由なお子さん

052(711)0009

- ・説明会(小学部)
6月6日(火)
- ・説明会(中学部)
6月7日(水)

●申込・問合せ先

0586(45)6000

一宮特別支援学校
一宮聾学校

※体験入学日以外の日にも随時相談に応じています。

児童手当所得上限限度額超過者の方へ

現在、主たる生計中心者の所得上限限度額超過により児童手当等の支給が停止している方については、所得が上限限度額以下になった場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。該当すると思われる方は、認定申請の手続きをお願いします。

支給の有無の目安は下表をご確認ください。

児童手当等の所得制限

住民税上の 扶養親族等の数	所得制限限度額 この額以上の場合は月額5,000円(特例給付) を支給(右記の支給なしの場合を除く)		所得上限限度額 この額以上の場合は支給なし	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※令和4年1月～12月分の所得が対象となります。

※控除額等の詳細については、町ホームページをご確認いただくか、令和5年度市町村民税課税通知発送後に子育て支援課窓口へお問合せください。届いた通知および本人確認書類をお持ちください。

持ち物 通帳またはキャッシュカード(主たる生計中心者名義、公金受取口座を利用希望の場合は不要)、健康保険証またはその写し(主たる生計中心者分)、個人番号カードなどの個人番号確認書類(主たる生計中心者および配偶者分)

申請期限 令和5年度市町村民税課税通知を受け取った日の翌日から15日以内

申請・問合せ先 役場 子育て支援課 内線167